

社会福祉法人キッズハウスもりやま

理事及び監事等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程

(役員報酬)

第1条 社会福祉法人キッズハウスもりやまの役員の報酬は、理事長のみに支給するものとし、その額は別表1のとおりとする。

(費用弁償)

第2条 理事及び監事（職員である者を除く）又は評議員や外部委員等が職務のため旅行したときは、社会福祉法人キッズハウスもりやま旅費規程により定める旅費を支給する。

2 前項に定める旅費のほか、理事及び監事（職員である者を除く）又は評議員や外部委員等が次の会議に出席した場合には費用弁償として別表2で定める日額を支給する。

- (1) 理事会
- (2) 監事会
- (3) 評議員会
- (4) 評議員選任・解任委員会
- (5) 理事長の要請による諸会議等

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、第1条の規定にかかわらず別表第3の定めによるものとする。

附 則 (昭和47年3月29日)

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年1月7日)

この規程は、昭和57年1月7日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則 (平成4年3月27日)

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月19日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月17日)

この規程は、平成18年3月17日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月16日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月17日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月29日)

この規程は、平成24年5月29日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年3月14日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 14 日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 1 月 23 日)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 5 月 31 日)

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

別表 1 (役員報酬)

| 区 分 | 報 酬 額 | 摘 要 |
|-------|------------|---------------|
| 理 事 長 | 月額 84,000円 | 年額 1,008,000円 |

別表 2 (費用弁償)

| 区 分 | 報 酬 額 | 摘 要 |
|---------------------------|------------|-----|
| 役員(税理士である監事を除く) 及び外部委員 | 日額 7,000円 | |
| 役員のうち税理士である監事 | 日額 10,000円 | |
| 評 議 員 | 日額 5,000円 | |
| 第三者委員 | 日額 5,000円 | |

別表 3 (職員給与との併給)

①役職ごとの役員報酬額

当法人職員を兼務し、職員給与等を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬を支給する。

| 区 分 | 報 酬 額 | 摘 要 |
|------------|------------|-----|
| 理事長 | 月額 50,000円 | |
| 理事(施設長に限る) | 月額 20,000円 | |

②合算の上限額

当法人職員を兼務し、職員給与等を支給している役員に対しては、役員報酬と職員給与の合計が下記の範囲内において役員報酬を支給する。

| 区 分 | 報 酬 額 | 摘 要 |
|------------|-----------------|-----|
| 理事長 | 合計上限月額 300,000円 | |
| 理事(施設長に限る) | 合計上限月額 250,000円 | |